

## 令和8年度高知県防災関連登録製品カタログ作成等委託業務仕様書

### 1 業務名

令和8年度高知県防災関連登録製品カタログ作成等委託業務

### 2 業務の目的

高知県では、南海トラフ地震への備えと連動して防災関連産業の振興を行っている。県産防災関連登録製品の地産地消及び外商を促進するため、県内企業が開発・製造した防災関連製品をまとめたカタログを作成し、県内外での展示・商談会等さまざまな機会を利用して認知の向上を図ることで、需要の拡大へとつなげていくことを目的とする。

### 3 業務内容

本カタログの編集、校正、印刷製本、指定箇所への納品及び高知県防災関連製品ポータルサイト管理運営等委託企業（以下「委託企業」という。）と調整を行う。

#### (1) 印刷データ作成作業

##### ア 現行カタログデータの更新

高知県から提供する Excel データ（80社、149製品登録）を元に、廃止製品及び掲載停止製品の削除、新規認定製品等の追加及び紹介、現掲載分の製品内容及び写真等変更箇所の修正等、カタログデータの更新に必要な調整を高知県防災関連製品認定企業と行い内容に反映すること。その際、日本語版については廃止製品及び掲載停止製品以外の全ての製品を更新することとし、外国語版（英語、中国語（繁体字））については、海外からの問い合わせや注文があった際に対応可能な企業についてのみ掲載すること。令和8年度途中で認定された新製品については、Excel データ（テキストのみ。写真・イラストを除く。）に反映し、2回目に提供すること（新製品の情報については、委託者から別途情報提供を行う。）。

なお、現行カタログデータについては、委託者所有分を別途、イラストレータデータ等で提供することとし、Excel データを元に更新すること。

##### イ 翻訳作業

現行カタログデータから追加（翻訳していない部分を含む）及び修正となった部分について、外国語（英語、中国語（繁体字））に翻訳したデータを作成すること。その際、必ずネイティブチェックを行い、ネイティブスピーカーに違和感のない翻訳にすること。なお、チェックは誤訳や整合性の取れないところがあれば修正すること。

##### ウ 編集作業

(ア) 現行カタログの1ページあたりの製品掲載数は2製品となっているが、新しく作成するカタログについては原則4製品に変更することとし、必要に応じて1ページあたりの製品掲載数を委託者と協議のうえ、決定すること。それに伴い、掲載する情報についても委託者と協議のうえ、決定すること（写真は1枚程度、「導入実績」項目は要掲載。）。

(イ) 新規認定製品等紹介ページ（現行カタログP2、3）について、製品のPRしたい内容を企業に確認し、効果的に発信できるよう工夫すること。

(ウ) イラストページ（現行カタログP4～11）を充実させること。具体的には、製品をシーン別に、より細分化し、製品が使用される場面が視覚的に分かりやすいものにする（例えば、P5の「土木・建設関連の製品・技術」を、道路、建物、砂防等

の構造物別に区分するなど。)

- (エ) 製品紹介及び企業名ページ (【日本語】現行カタログ P12~14、90、【外国語】現行カタログ P12~14、72) を更新すること。その際、製品紹介ページの分類について精査すること。
- (オ) その他のページについてもカタログデータの内容を元に変更することとし、必要に応じて委託者と協議のうえ、適宜修正を行うこと。
- (カ) 表紙のデザインについては、「防災先進県 高知」のロゴをベースとすること。その際、背表紙、裏表紙と合わせて注目を集めるデザインを作成し、委託者と協議のうえ、決定すること。
- (キ) カタログに掲載する QR コードに関して、外国語版 (英語、中国語 (繁体字)) 掲載分については、現地のスマートフォン等で読み取ることができるよう必要な措置を講じること。
- (ク) カタログに使用する写真については、原則、受託者が手配すること。その際、第三者の権利を侵害することなく調整すること。

#### エ 作成冊子の種類

- (ア) 日本語は、①企業や自治体向け、②自主防災組織や一般消費者向けの 2 種類作成すること。具体的には、①カタログデータを元に作成、②自主防災組織や一般消費者が使用されると思われる製品をカタログデータを元に厳選し作成すること。
- (イ) 外国語 (英語、中国語 (繁体字)) は、カタログデータを元に作成すること。

#### オ 仕様

サイズ : A 4 版

印刷形式 : 4 色フルカラー

製本方法 : ①無線綴じ (企業や自治体向け、外国語)

②観音折り (自主防災組織や一般消費者向け)

ページ数 (参考) : ①【無線綴じ】2025 年版において、日本語は 96 ページ、外国語は 78 ページ (両方ともカタログデータを元に全ページ作成)

②【観音折り】8 ページ (A 4 × 4 連)

紙質 : ①無線綴じ : マット (表紙 : 135kg、本文 : 90kg)

②観音折り : コート 135kg

納入方法 : 無線綴じ冊子は 80~100 部程度毎に段ボール箱に入れること (段ボールの中身は、20 部毎に包装すること)

観音折り冊子は 50 部毎にまとめること

#### カ その他

アからオに記載する項目のほか、必要となる業務を委託者と相談のうえ実施すること。

#### (2) 校正作業

- ア 誤字脱字、文法ミス、レイアウト、フォントタイプ、フォントサイズ、文章表現、用語、単位等のデザインの統一、表記の統一の校正及び修正は、受託者において行うこと。
- イ 掲載施設等の基本情報 (所在地、電話番号等) の確認をすること。
- ウ 校正作業は、委託者が校了と判断するまで実施すること。

#### (3) 印刷製本及び納品作業

- (1) 及び (2) で作成したものを元に印刷を行い、後述の納品場所へ納品すること。

(4) 委託企業との調整作業

(1)アで更新した Excel データを委託企業に提供すること。その際、提供する時期や体裁についても委託企業と調整すること。

なお、委託企業の情報については、委託者から別途提供を行う。

4 成果品

(1) 業務完了報告書

(2) カタログデータ

完成原稿の画像データ、テキストデータ並びに全てのページのイラストレータデータと PDF データ（全文検索可能な状態のもの）

(3) Excel データ

3で作成した Excel データファイル

(4) 防災関連登録製品カタログ冊子

※カタログデータ、Excel データについては、ウイルス対策ソフトでウイルスチェックした DVD-R 等で納品すること（正副2部）。

5 納期・納品場所

(1) 業務完了報告書

納期：令和9年3月24日（水）

納品場所：高知県商工労働部工業振興課（高知市丸ノ内1-2-20 本庁舎5階）

(2) カタログデータ及びExcel データ

納期：①令和8年9月30日（水）【カタログデータ及びExcel データ（1回目）】

②令和9年3月10日（水）【Excel データ（2回目）】

納品場所：高知県商工労働部工業振興課（高知市丸ノ内1-2-20 本庁舎5階）

(3) 防災関連登録製品カタログ冊子（日本語版（企業や自治体向け））

納期：令和8年9月30日

納品場所：

ア 高知県商工労働部工業振興課（高知市丸ノ内1-2-20 地下1階倉庫）  
→2,000部

イ 公益財団法人高知県産業振興センター外商推進部（高知市布師田3992-2）  
→2,000部

ウ 公益財団法人高知県産業振興センター東京営業所（東京都千代田区内幸町1-3-3  
内幸町ダイビル8階）  
→1,000部

エ 公益財団法人高知県産業振興センター大阪営業本部（大阪府大阪市中央区本町2-  
6-8 センバセントラルビル1F 高知県大阪事務所内）  
→800部

オ 公益財団法人高知県産業振興センター東京営業所 名古屋駐在（愛知県名古屋市  
中区栄4丁目1番1号 中日ビル5階 高知県名古屋事務所内）  
→200部

カ 県内34市町村役場（住所は別途渡し）

→540部（予定）（各15部ずつ ※文書1枚（A4 データ渡し）同封）

※送付先の追加又は削除がある場合は適宜相談を行う。

キ 県内 15 消防署（住所は別途渡し）

→75 部（予定）（各 5 部ずつ ※文書 1 枚（A4 データ渡し）同封）

※送付先の追加又は削除がある場合は適宜相談を行う。

ク 防災関連製品登録企業（カタログ掲載企業）

→400 部（予定）（各 5 部ずつ ※文書 1 枚（A4 データ渡し）同封）

※掲載製品の追加又は削除に伴い企業数が変動する可能性があるため、最終的な部数については適宜相談を行う（大きく変動はしない見込み）。

(4) 防災関連登録製品カタログ冊子（外国語版（英語、中国語（繁体字）））

納期：令和 8 年 9 月 30 日（水）

納品場所：高知県商工労働部工業振興課（高知市丸ノ内 1-2-20 地下 1 階倉庫）

→英語、中国語（繁体字）ともに 500 部ずつ、計 1,000 部）

(5) 防災関連登録製品カタログ冊子（日本語版（自主防災組織や一般消費者向け））

納期：令和 8 年 9 月 30 日（水）

納品場所：高知県商工労働部工業振興課（高知市丸ノ内 1-2-20 地下 1 階倉庫）

→1,000 部

## 6 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 24 日（水）

## 7 その他留意事項

- (1) 受託者は本業務を実施するにあたっては、委託者と十分な調整を行うこと。
- (2) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (3) 成果物は、委託者が自由に二次使用（印刷物の作成、ホームページへの掲載等）できるものとする。
- (4) 本業務により生まれた著作権等の知的財産については、全て委託者に帰属するものとする。また、受託者は、著作者人格権を行使しないこととする。
- (5) この仕様書に定める事項について疑義が発生した場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (6) この仕様書に定める事項は、契約締結後、契約額の範囲内で変更する場合がある。